

LOSFEE RESORT Villa Funny/Rila

宿泊約款

(本約款の適用)

- 第1条 当貸別荘宿泊施設の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項について法令または慣習によるものとし、
2. 当貸別荘施設は、前項の規定に拘わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることが出来ます。

(宿泊引受の拒絶)

- 第2条 当貸別荘施設は、次の場合には宿泊の引き受けをお断りすることがあります。
- (1) 宿泊の申込みが約款によらないものであるとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 設定人数以上の場合。
 - (4) 宿泊しようとする人が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
 - (5) 宿泊に関し、特別の負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 鹿児島県旅館業法施行細則の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 宿泊しようとするものが、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (9) 宿泊しようとするものが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又は、その関係者その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であると当施設が認める場合。
 - (10) 宿泊しようとするものが、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であると当施設が認める場合。
 - (11) 宿泊しようとするものが、法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの。
 - (12) 宿泊しようとするものがほかの宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
 - (13) 宿泊しようとするものが、当施設もしくは管理人に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。
 - (14) 寝たばこ・消防用設備に対するいたずら、その他当貸別荘が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。

(氏名等の明告)

第3条 当施設は宿泊日に先立つ宿泊の申込み（以下宿泊予約申込という）をお引き受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込み者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名・年齢・性別・国籍及び職業
- (2) その他施設が必要と認めた事項

(予約の解除)

第4条 当施設は宿泊予約の申込者が宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。

- (1) 一般客
 - イ. 不泊、当日解除場合、宿泊料金の 100%
 - ロ. 前日解除の場合、宿泊料金の 50%
 - ハ. 宿泊日の 3 日前の日から前日までに解除した場合、宿泊料金の 30%
 - ニ. 宿泊日の 10 日前から 4 日前までに解除した場合、宿泊料金の 20%
2. 当施設は宿泊者が連絡をしないで宿泊当日の午後 2 時半（予めチェックイン時間の時刻の明示されている場合は、その時刻の 1 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
3. 前項の規定により解除されたとみなした場合において宿泊者が連絡をしないで到着しなかったことが、航空機、船舶等公共の運輸機関の不着又は遅延、その他宿泊者の貴に返さない理由によるものであることを証明したときは、第 1 項の違約金はいただきません。
4. 台風等の自然災害が予想される場合、やむ得ず宿泊が不可能、当施設への到着が不可能だと当施設が判断した場合は、第 1 項の違約金はいただきません。
5. 当施設は宿泊者が次の事由に該当すると判明した場合、宿泊契約を解除するものとします。
 - (1) 暴力団等反社会的勢力
 - (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - (3) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
 - (4) 当施設もしくは管理人に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。

第 5 条 当施設はほかに定める場合を除く他、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第 2 条第 3 号から第 12 号までに該当することになったとき。
- (2) 第 3 条第 1 号の次号の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。

2. 当施設は前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した前受金があれば返還します。

(宿泊者の登録)

第6条 宿泊者は宿泊日もしくは、予約時において、次の事項を当施設に登録してください。

- (1) 第3条1項の事項
- (2) その他当施設が必要と認めた場合

第7条 宿泊者が当施設使用いただく時間は、午後2時半から翌朝11時までとします。

2. ただし、当施設と事前にチェックイン・アウト時間が打合せにより決定している場合はこの限りではありません。その場合の追加料金はいただきません。
3. チェックインの時間は、航空便最終便以外午後4時以降は受け付けられません。

(利用規則の遵守)

第8条 宿泊者は、当施設において、当施設が定めた当施設内に提示した、利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第9条 当施設は、お引き受けした宿泊期間といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第12条までに該当することとなったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊者の責任)

第10条 宿泊者の責に帰すべき理由によって、当施設の施設及び什器、備品を破損又は紛失された時は、弁償して頂く場合がございます。

(宿泊の責任)

第11条 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当施設に入ったときの早いときに始まり、宿泊者が出発するため施設をあけたときに終わります。

2. 当施設の責に帰すべき理由により宿泊者に施設の提供ができなくなったときは、その宿泊者に宿泊料金をご返金いたします。

また、宿泊中、天災等による宿泊不可を当施設が判断したときは、その日の宿泊料金は、ご返金の上、別の施設を斡旋いたします。

(宿泊者の手荷物又は携帯品の保管)

第 12 条 宿泊者がチェックインしたのちの宿泊者の手荷物・貴重品等の保管責任等に対し、当貸別荘施設は一切責任を負いません。

2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当貸別荘施設に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当貸別荘施設は、当該所有者に連絡するとともに、その指示を求めるものとします。
ただし、所有者の指示がない場合は、処分するものとします。

(駐車場の責任)

第 13 条 宿泊者が当貸別荘施設の駐車場をご利用になられる場合、場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(災害時)

第 14 条 フロントがございませんので、担当スタッフをご誘導することができません。
事前に、避難経路・避難場所をご一読の上、各自お早目の防災活動を心がけてください。

2. 当貸別荘施設は、食料等の備蓄はございません。宿泊者自身で用意となります。